

消費吉レポート

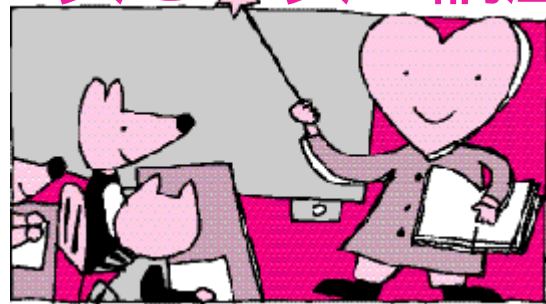
第1274合併号 2004年10月17日

〒162-0042 東京都新宿区早稲田町75
電話 03(5155)4765 ファクス03(5155)4767
E-mail: nishoren@jca.apc.org
http://www1.jca.apc.org/nishoren/
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

発行責任者 富山洋子
発行所 日本消費者連盟

特集 いのちと暮らしの 安心・安全講座

2004年4月から日消連が事務所で開催している「いのちと暮らしの安心・安全講座」は、早くも後半に入りました。第1回目の「あなたの『食は大丈夫?』」講師 神山美智子弁護士、第2回目「食品添加物総点検(同 富山)の要旨は、12259号、1266号に各々ご紹介しましたが、今号では、前半にあたる第3〜5回までの内容をまとめてご紹介いたします。



世界の人々が共有する、安らかに生きていくという願いを実現させていくためには、安全が保障される仕組みを確立させなければなりません。日消連の安心・安全講座では、いのちのもとになる「食」の問題をはじめとして、私たちの身の回りの課題を取り上げ、現状を変えていくにはどうしたらよいかを提案して、参加の方々と意見交換して

これからの講座のご案内	
11月9日(火)	母里啓子さん 元老人保健施設施設長 インフルエンザ予防接種は有効か
12月14日(火)	中村正子さん 古紙ネット代表 ごみ問題を考える 使い捨て社会・暮らしのごみの山
2005年2月8日(火)	田中輝子さん 合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会 「洗う」ことを科学する～洗剤・洗剤の選び方
3月8日(火)	名和隆央さん 立教大学教授 どうなる? 私たちの雇用や暮らし
とき 毎月第2火曜日 18時～20時	ところ 日本消費者連盟事務所
受講料 各回500円 3回1000円	参加方法
下記までお電話かFAX、メールでお申し込み下さい。 日本消費者連盟 ☎03(5155)4765 / Fax03(5155)4767 nishoren@jca.apc.org	

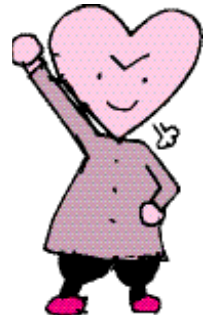
います。安心・安全は手をこまねいていては得ることができないのです。私は最近、ある人から「安心・安全」という言葉は、今や行政や企業がやたらに取り込んでいるから使いたくないと言われて愕然としました。確かに行政や企業、そして政治屋は、私たちの願いや意志を表現している言葉を絡め取っています。「平和」にしても然りです。

私たちは、言葉を安易に使わせないためにも、それらに
い。
皆さまにはぜひご参加下さい。(富山洋子)

おもな記事
あなたを狙う悪徳商法
健康食品にご用心……
電磁波・IH式調理器
大量閲覧の実態調査……
世田谷清掃工場建て替え
第三・四種郵便の廃止……
ペットボトルビール中止へ

ファイルしてあてて下さい。後でお役に立つと思います。
「JCA」郵購の時はご連絡ください。

今号は合併号ですので、次号は11月7日発行です。



特集 いのちと暮らしの安心・安全講座 第3回

あなたを狙う悪徳商法

知っておきたい対処法

古賀真子 日本消費者連盟

全国の消費者センターを結んだPEOネットによると、悪質商法に関する消費生活相談は、2002年度は83万2644件で前年度比27%増、相談被害額は5190億円にも達しています。しかし、被害に遭った人みんなが相談するわけではないので、これも氷山の一角だと思われま

消費者の身近な権利 クーリング・オフ

警察庁の統計では、02年度はヤミ金融被害が12万件で被害額160億円、預かり金関係(詐欺まがい)が8万件で1890億円、物品販売関係が6万人で170億円といふことで、2200億円くらいの被害があります。

この消費生活相談と警察庁の統計はかなり重なっていませんが、年間でだいたい3000億円の被害があるのではな

こうした悪質商法を撃退するために、法律上私たちにどんな手だてがあるのか、見ていきたいと思います。

訪問販売法が改正されて01年に特定商取引法となり、特定の販売形態や商品については、必要事項を書面などで業者に通知すれば無条件解約できる「クーリング・オフ」の制度が設けられました。

被害に遭った場合、少額訴訟などで裁判に訴えるという手段もありますが、普通の消費者には時間の問題や、方法

がわからないなど、まだまだ身近ではありません。それに比べてクーリング・オフは身近な手段であり、消費者にとって一番の権利とも言えます。

訪問販売と電話勧誘販売は、指定商品に限って8日間のクーリング・オフができるようになります。それから、エステと語学教室、家庭教師、塾パソコン教室、結婚相談所の6種類の「継続的役務取引」もクーリング・オフが可能になっています。

マルチ商法と、内職商法やモニター商法などの業務提供誘引販売は、高額な教育料を払われたり在庫を抱えたりと、非常に被害が大きいという

しかし、クーリング・オフも絶対ではなく、次のようにいくつかの適用除外があります。店舗で契約した場合、指定商品以外の商品、消耗品 3000円未満の現

図1クーリング・オフの書き方(見本)

契約解除の通知

私は、貴社との次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円

ついては、支払い済みの代金を至急返済ください。受け取った商品は早急にお引き取りください。

○年○月○日

住所氏名 印

相手会社の住所
 ○○株式会社 御中

クーリング・オフのやり方ですが、資料(図1)のように「抗弁書」を提出します。

金取引、乗用自動車、招請契約、つまり自分から勝手に業者の人を呼んで契約したような場合は対象にならないので、注意が必要です。通信販売の場合も、「一応商品を見て買っているということから、クーリング・オフの対象から除かれています。

また、クレジットで契約してしまっている場合は、信販会社に連絡して、この通知書の写しを添えて、信販会社に支払いを止めるための書面(抗弁書)を提出します。

に契約を解除する旨、通知をする日付と契約年月日、商品名、金額、すでにお金を払ってしまった場合には返済を求めると書いた通知書を業者に提出します。また契約を結んでいない段階で申し込みを撤回するときは、「契約の解除」のかわりに「契約の申し込みの撤回」と書きます。

相談件数上位の商品・サービス(年齢別・男女別、2002年度)			
男性			
	第1位	第2位	第3位
20歳未満	電話情報サービス	国際電話	オンライン情報サービス
20歳代	"	サラ金・フリーローン	教養娯楽教材
30歳代	"	"	資格講座
40歳代	サラ金・フリーローン	電話情報サービス	国際電話
50歳代	"	"	"
60歳代	"	"	商品相場
70歳以上	"	紳士録・名簿	ふとん類
女性			
	第1位	第2位	第3位
20歳未満	電話情報サービス	化粧品	エステ
20歳代	エステ	サラ金・フリーローン	電話情報サービス
30歳代	サラ金・フリーローン	賃貸アパート・マンション	教養娯楽教材
40歳代	"	補習用教材	国際電話
50歳代	"	クリーニング	健康食品
60歳代	"	ふとん類	"
70歳以上	ふとん類	健康食品	浄水器

国民生活センター『消費者生活年報2003』より作成

提出には普通郵便や宅配便でもかまいませんが、郵便局の内容証明郵便(書式は別形式)や配達証明を利用すると、通知書の提出に公的な証明が得られますので、なお良いと思います。

消費者の利用が広がる消費者契約法

このほか悪質商法は書面を交付しない場合が多いのですが、クーリング・オフの期限は書面が交付されたときから

この法律では、重要事項について業者が嘘をついたときや断定的な判断で契約を進めた場合、きちんと全部説明しなかった場合など、消費者にとって不利益な事実を示さなかつたことによつて、消費者が誤認して契約してしまつた場合に取

り消せることが定められています。その期間には、追認(過去にさかのぼつて事実関係を認めること)できるときから6か月以内、もしくは契約時から5年以内のどちらかとなっています。

また契約の内容について、不当条項については無効にできます。不当条項とは、不当に高額な違約金の設定や、事業者の損害賠償を免除する規定などです。例えば、レンタルビデオで1年間返却せずに、ビデオ代と1日当たり300円分の延滞料金を損害賠償として請求されるという事例があります。消費者契約法により、支払うべき金額の14・6%を越える分については払わなくてよいとされています。

01年4月にできた金融商品販売法では、金融商品の販売会社に対して、金融商品のリスクなどにかかる重要事項の説明義務、の違反による損害賠償責任義務(この場合、元本の欠損額を損害額と推定)、適合性の原則(相手に適合した商品を勧めること)による勧誘方針の策定と公表などが義務付けられています。

このように、消費者にとって非常に強い保護手段ができたということで、消費者相談処理でも年間2200件もこの法律が利用されています。また、大学の前納授業料の返還などの訴訟でも、この消費者契約法によつて、返還が認められています。そういう意味では、消費者契約法は機能していると言えるでしょう。

電子消費者契約法も、遅まきながら01年12月施行されています。これはインターネット通販など、ネットやパソコンを介した契約のあり方について定めたもので、契約の申し込みや承諾の際、消費者に対する意思確認措置(確認画面や確認ボタン)をとることなどを定めています。

最後に、被害に遭わないためにはどうしたらいいかということですが、典型的なものほかに悪質商法は次から次へと新手が出てきますので、常にどついつ被害があるのか、いつもアンテナを張つておいて、積極的に情報を集めておくことも必要です。「これはもしかしたらあれかな」とわかれば、撃退しやすいと思います。

必ずうまい話にはワケがある

向こうから来た話は危ない訪問販売が来てモドアを開けない・聞かない

その場で決めない・サインをしない・お金を払わない

そして、被害に遭つてしまった場合は、早めに消費者センターなどに相談することです。

(まとめ 吉村)



特集 いのちと暮らしの安心・安全講座 第4回

健康食品に「ご用心」

健康被害招く「安易な利用」

健康食品の多くは、自己判断で利用されていますが、それが大きな問題だと思えます。

自己判断で簡単に利用できる危険

確かに、例えば「特定保健用食品」として認められているものは、特定の疾病予防に有効な食品であるとされており、摂取する必要がある人には、効果が期待できます。しかし、「特定保健用食品」や「栄養機能食品」が本来に必要なかどうかは、栄養診断、食生活診断を行ない、専門家の判断が必要です。健康食品を有効に摂取するためには、自己判断ではいけません。

それを判断する前提として、例えば「特定保健用食品」として認められているものでも、どのような成分にどのような

効能が認められ、どんな食品にどのくらい含まれているかわからないと、有効に活用することができません。

例えば、不規則な排便や便秘の解消などを期待できる成分として、キシリオリゴ糖やフラクトオリゴ糖、大豆オリゴ糖などのオリゴ糖類や食物繊維、乳酸菌があげられます。食品の形態としては、ヨーグルト、錠菓(錠剤になっている菓子類)、麺、シリアルなどで、これらの食品の中に、そういった成分が含まれています。

コレステロール、中性脂肪の低減が期待できる成分として、大豆タンパク質、キトサンとかアルギン酸ナトリウム、ジアシルグリセロールなどがあげられています。食品としては唐揚げとかビスケット、

ハンバーグ、ソーセージ、食用調理油があげられます。健康になるという目的を達成するためには、こうしたことを知ったうえで、どのような種類の栄養素を、どの程度摂取するのが望ましいのかを判断しなければならぬわけです。もちろん、身体状況や生活状況などによって必要な栄養素や食品はすべて違うわけですから、専門家による食生活診断、栄養診断が不可欠なわけです。

栄養補給に利用されるサプリメント

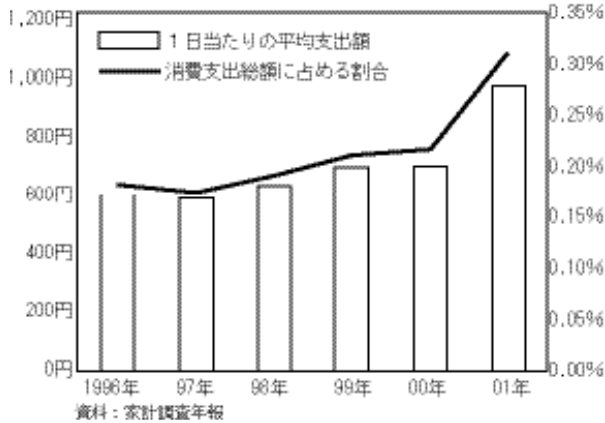
健康の維持増進はバランスの取れた日常の食事が基本としても、それを補完する特定の食品を用いることによって、食生活全体、それから栄養成分摂取の状態が改善されると

判断できる場合に、はじめて「特定保健用食品」や「栄養機能食品」の活用を上げていきたいと考えています。15歳以上の3万8700人を対象にした厚生労働省の調査によると、栄養素を強化したカプセルや錠剤を含む食品を日常的に摂取している人は23.8%、つまり4人に1人はこうした食品を利用しているという実態が明らかにまりました。その理由としては、栄養が足りないからという人が48.3%、手軽に食べたり飲んだりできるからという人が34.1%となつています。

この調査で見えてきたことは、学生などに多いのですが朝ごはん抜きや1日に2回しか食事をしない、欠食しながら、こうした健康食品によってビタミン・ミネラルなどを補給して、それで食事をしたことにする、不足の栄養補給は手軽にサプリメントで済ませているという実態です。

朝昼晩牛丼やハンバーガーなど、同じ食品を1日3回繰

図1 「健康食品」の支出額の推移



蓮尾隆子
家庭栄養研究会
副会長

り返し食べても苦にならない

というすごい味覚を持った子どもが、特に若い男子学生に多いようです。そういう偏った食生活、欠食を続けることが、子どもたちが成人していく段階で、健康に大きな影響を与えるのではないかと心配されます。

特定栄養素だけが極端に過剰か欠乏

ビタミン、ミネラルの過不足は現代病の一因といわれていますが、国民栄養健康調査の結果などでは、足りない成分というのはあまり出てきません。しかし、栄養相談に訪れる思春期女性の2割程度が鉄分欠乏症だとの報告もあります。その一方でビタミン、ミネラルなどは、簡単に健康食品を摂取することによって過剰になっています。このように、偏った食生活や欠食によって、特定の栄養素不足・過剰が両極端になっています。これは現代型の栄養失調症といえるでしょう。

こわい過剰摂取とクサリの同時摂取

いま一番問題なのは、健康食品の過剰摂取による健康被害が非常に多いことです。ちょっとくたたびれたと思うと、錠剤やカプセルに1回1錠という表示があっても、3錠飲むと早く二石になるんじゃないかと勝手な判断をするようなケースが非常に広がっています。それによる過剰摂取の健康被害が増えています。特に過剰摂取で問題になるのはビタミンA、脂溶性ビタミンE・D・A、カルシウム

それから、アルコールの抽出によるクロレラなどの葉類、高麗人参などもそうです。錠剤などは、原材料から抽出された成分が高濃度に濃縮されているわけですから、用量を間違えうと簡単に過剰摂取してしまうことになるわけです。また、健康食品と薬品の相互作用、別の言葉でいうと飲み合わせ、薬を飲みながら健康食品を摂るといふことによるリスクも注意が必要です。消費者センターなどに寄せられる相談や子どもの会への質問の中にもいくつかの例が見当たります。

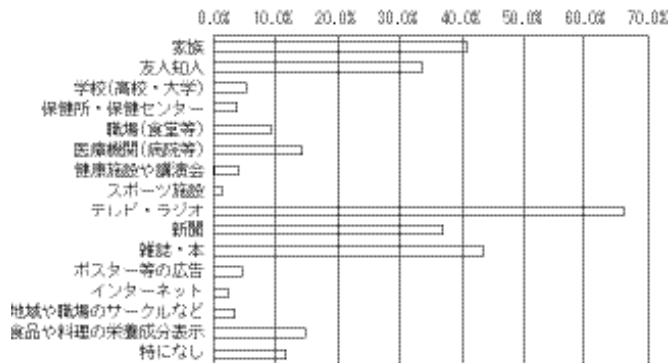
健康食品に頼らず毎日の食生活を大切に

健康食品と上手につき合うには、まず毎日の食生活に配慮して、きちっと自己管理をすることが前提です。その上で健康食品を効果的に利用しない限りは、無駄ではないかと思えます。

自分の体調を毎日十分チェックするということ。それでも不安があったり、自信がもてない状況が生じたら、医師、栄養士、薬剤師など専門家の診断を受けて自分の不足分の成分とその効用をよく知り、安全性や品質が客観的に評価されているものを選ぶことが要点です。

その場合、「保健機能食品」や「日本健康・栄養食品協会」の認定マークは選択の一つの目安になるので、それらのマークがついていることを確かめましょう。

図2 栄養や食事に関する情報源

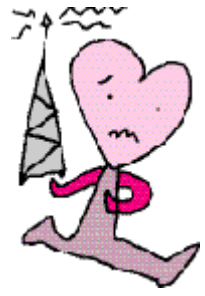


資料：2000年国民栄養調査結果(厚生労働省)

出典：図1、2ともに 第1回「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会資料「健康食品を取り巻く現状」より

「非常にあった」と答えた人は5%、「まあ多少は」が64%、「気休め程度」が30%という結果が出ています。これだけ健康食品が売れているのに、非常に効果があると思っている人がたった5%しかないわけですが、しかし、国民生活センターなどに寄せられる苦情などでは、非常に高い

(まじめ 吉村)



特集 いのちと暮らしの安心・安全講座 第5回

電磁波・IH式調理器など

懸樋哲夫 電磁波問題全国ネットワーク代表

高圧線の下で、白血病やがんが増えているのではないかと、という話が十数年前からありました。

高まる小児白血病と発がんのリスク

1992年、スウェーデンのカロリンスカ研究所が、送電線から発生する磁界が小児がんなどと関連があるかどうかを、疫学的観点から研究する大規模な調査を行いました。これは、送電線から300m以内に居住する成人および小児を対象にしたものです。その結果、小児白血病のリスクが2ミリガウスの被曝で通常の2・7倍、3ミリガウスでは3・8倍になるという報告を出しました。私もこれでショックを受けて、これから運動を始めたという経緯が

あります。

また、フランスの国際がん研究機関(IARC)では、高圧線などの低周波の磁場の発がん性を調べています。ここでは、様々な発がん物質、アスベストやダイオキシンなどを調べて、発がん性の有無や可能性をランキング(表)しています。

このランキングでは、発がんの可能性を1〜4までに分類していて、さらに明らかに「発がん性あり」とまで言い切れないものは、「可能性が高い」(2A)と「可能性がある」(2B)に分けています。極低周波電磁波については、研究の結果、「可能性がある」に分類されたのです。このIARCは、WHO(世界保健機関)のがん研究の専門機関であり、WHOの

電磁波のリスクを早く認め対策を!

データを報告しているわけですから、これでひとつの結論が出たと言っていると思うのですが、電磁波の発がん性についての世界的な評価は、まだ確定的ではありません。

表にあるように、DDTや鉛などと同じ程度、発がんの可能性があると一応認められています。しかし、電力会社などは、「コーヒーと同じ程度じゃないか」などと反論しています。アルコールも1位の「発がん性あり」にランキングされていることから、ワインを飲んでいる絵などを紹介して、「みなさんお酒を飲んでるでしょ。酒よりも電磁波は安全なんですよ」ということをパンフレットに書いて

たりしています。

「電磁波問題は幻のネットシー」

だと言っています。つまり、ネットシーがないのと証明するのと同じように、電磁波が安全だと証明するのと同じように、「いない」と証明できないうちに、安全」と

IARCが定めた発がん物質のカテゴリーと事例

カテゴリー	証拠	物理・化学的実体
1	人体での発がん性あり	ヒトについて十分な証拠がある アルコール、アスベスト、ベンゼン、ダイオキシン、肝炎ウイルス、ラドン、塩化ビニールなど87種類
2A	おそらく人体での発がん性あり(可能性が高い)	ヒトについて証拠は限られていて、かつ、動物について十分な証拠がある ベンゾピレンオ、ホルムアルデヒド、PCB類、紫外線など63種類
2B	人体での発がん性があるかもしれない(可能性がある)	ヒトについて証拠は限られていて、かつ、動物について必ずしも証拠は十分でない 四塩化炭素、クロロホルム、コーヒー、DDT、極低周波電磁場、鉛、ポリ臭素フェニールなど236種類
3	発がん性があると分類できない	ヒトについて証拠は不十分であり、かつ、動物について証拠は限られているか不十分である 石炭塵、蛍光、水銀、パラチオン、フェノール、サツカリン、茶、キシレンなど483種類
4	おそらく人体での発がん性はない	ヒトについて発がん性がないことが示されている カプロラクタム(ナイロンの原料)のみ

出典：第5回講座当日資料(懸樋哲夫作成)より

できないように、「安全」と証明できないからといって「危険」だとは結論できないという理屈です。それで、電磁波の危険性というものは、ネットシーと同じようなものなんですよということも、電力関係のパンフレットに書いた

りしています。

電磁波のリスクについて、よく政府や電力会社を弁護するよつな形で、「リスクとベネフィット(利益)の考量」ということを言う向きもあります。これは、例えば高圧線を全部撤去した場合のメリットとデメリットを秤にかけたら、電力会社の経営など様々な要因が絡んでデメリットの方が大きくなるから、どこかで妥協点を見いださなければならぬというよつな、一見気の利いた意見です。

しかし、それはそれでひとつの考え方もしれないけれど、まずリスクがあることを認めてから、この話は考えるべきだと思えます。何よりも重要なのは、まず電磁波のリスクを認めることです。

その上で例えば、高圧線や携帯基地局が生み出すリスクにどう対処していくのかを、ちゃんと会議なりをして決めていくべきなのです。

学調査が、国立環境研究所が中心となって、文部科学省から15〜20億円の巨額予算を得て、99年から約3年かけて行なわれ、03年1月に報告されています。しかし、予算を出した当の文科省がその結果を全否定してしまつたわけですから(1216・17号)。

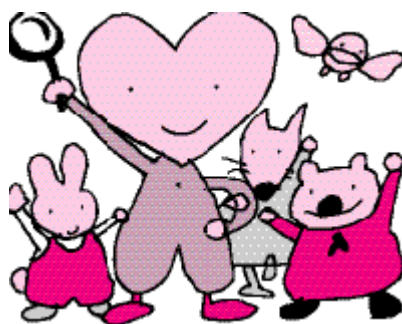
あたかもリスクがなかったことがわかつたかのようなカラクリになつてしまつていますが、その調査報告は文科省のホームページに全部報告されているので、よく読めば、リスクがそこにはつきり書いてあることがわかります。これでは、「リスクとベネフィットの考量」も何もあつたものではありません。

便利のウラに思わぬ危険な落とし穴が

いま電力会社が家電メーカーなどとタイアップして、オール電化住宅をさかんに勧めています。その中でIHクッキングヒーター、いわゆる電磁

調理器が、ガスの火を使わなから安全だということ、新築マンションや高齢者世帯などで非常に増えています。まず火を使わない電磁調理器が安全なのかということをお報告しておきます。

2003年7月20日付の『日本消費者新聞』にこんな



記事がありました。02年度の「消防白書」によると、01年度中のコンロによる火災5962件中、138件が「電気コンロ」だったということです。「電気コンロ」の中には、ヒーターやラジエントヒーターなども含まれるそうですが、日本では電磁調理器

が主流を占めているそうです。この記事には、電磁調理器でも高齢者が亡くなつた事故が起きていますよということが書かれていました。

それとこの間、これは電子レンジですが、子どもが玩具を入れて中の電池が発火し、火事になり死亡した事件もありました。こういう事件から火を使わないから安全だということとは必ずしも言えないのではないかと思えます。

電磁調理器の出す電磁波の周波数帯は22〜32キロヘルツということで、送電線などの50〜60ヘルツよりもちょっと周波数が高いですね。両者は普通、同じ低周波数帯として区分けされるのですが、電磁調理器は中でもちょっと高い周波数を使っています。高いから危険だとは一概に言えませんが、一般的に高いほどリスクがあると考えられています。

電磁調理器は、磁場を発生させる部分がむき出しになつ

ているので、遮蔽しようがなく、調理しているときには、どうしても身体に30〜60ミリガウスの電磁場を受けることになりました。さらに近寄つた至近距離では1000ミリガウス、30cm離れて29・2ミリガウス、1m離れても2・3ミリガウスの電磁場を受けることがわかってきます。この磁場というのは、防護エプロンでは防げません。防護エプロンで防げるのは、電場や静電気、高周波の領域です。

ですから、電磁調理器などを使わないでもいいのではないかと思えますが、オール電化のマンションなどでは備え付けで使わざるをえない。だからオール電化にして、消費者が選択できないことが問題です。ガウスネットと日本消費者連盟が、「ちちらもタイアップして、電力会社と家電メーカーのタイアップに対抗していかなければいけない」と考えています。(まとめ 吉村)